

誓約書日本語仮約

奨学金支給期間、ここに述べられた規則及び本研修計画につき SECIHTI が定めた諸規則を遵守すること、並びに右に対する何らかの違反がある場合には SECIHTI より課される処罰を受け入れることを誓約いたします。

奨学生の義務学業面

- a) 4 半期ごとに SECIHTI へ定期レポートを提出する。同レポートは研修生が該当期間に行った活動について記すものであり、所属研修機関の責任ある人物による承認を受ける。
- b) 所属研修機関の定めた日程に従って授業に出席する。
- c) 所属が決定している研修機関を一方的に変更したり所属を取り消したりすることはいかなる場合にもできない。変更の場合には SECIHTI による許可を受け、最初の学期を終了している必要がある。
- d) SECIHTI に事前承認されていない場所での滞在を正当化するために、奨学金に関する証明書は発行されない。

滞在に関する規則

- a) メキシコ滞在資格に何らかの影響を与えるような出来事や事態がある場合には少なくとも 1 カ月前に SECIHTI へ知らせる。
- b) 研修期間の休みを利用してメキシコ国内を旅行する場合、最低でも出発の 15 営業日前までには SECIHTI に知らせる。
- c) 研修期間が休みでない時期には滞在地域を離れない。ただし、研修コースに関する活動のための国内旅行を行う必要がある場合には、所属研修機関が同旅行の必要性、目的、期待される成果等を記した書簡を発出する。
- d) メキシコ国外への旅行は行わない。やむを得ずメキシコ国外への渡航が必要な場合には、日本国大使館と SECIHTI による許可を得る。

学費

- a) 本件計画でのメキシコ滞在目的に合致する活動に関連したコース受講等を希望する場合には、SECIHTI が費用負担について検討するため、30 営業日前までに希望コースのある機関により発出された公式な書簡（期間、及び費用が明記されているもの）を SECIHTI に提出する。
- b) 受講するコースの授業料及び研修機関はそれを許可するため SECIHTI により検討されなければならない。受講するコースの授業料の上限は、募集要項に提示されているとおり 8,000 ペソ／学期である。

(別紙3)

- c) SECIHTI は事前に検討され承認されたコース以外については費用を負担しない。
- d) 研修終了後には、SECIHTI に対して成績や修了証明などを記した該当機関発出の書類のコピーを送付する。

奨学金の終了

- a) メキシコ滞在を終了する際に、滞在期間の全ての活動内容を記した最終レポートを提出する(最大で5枚)。
- b) 自己の責任に基づく規則不履行等により本件奨学金制度の趣旨を全うしない場合、将来 SECIHTI が提供するその他の助成を受けることはできない。さらに、それまでに支給された全ての奨学金等と同等の金額を SECIHTI に返還する。

2025年 月 日 場所

氏名

署名

(了)